

平成 30 年 1 月 4 日

随時監査結果に基づく措置について（公表）

平成 29 年 11 月 14 日付けで公表した随時監査結果に基づき、大館市長から措置を講じた旨通知があったので、次のとおり公表します。

(1) 大館市休日夜間急患センター医事等業務【福祉部健康課】

改善・検討を要する事項	措置の内容
<p>健康課における委託業務の履行確認は、業務完了報告書の添付書類を照合するにとどまっている。医事会計システムの各種帳票を活用した検査を実施するなど、多方面からのチェックにより管理点検体制を確立し業務執行状況を確認されたい。</p>	<p>健康課での業務確認は、従来、日次作業として、事務日誌、看護日誌等の確認のほか、納入額、納入済通知書と領収証(控)を照合していたが、平成29年10月分から医事会計システムの日計表との照合作業を加えた。</p> <p>また、月次作業として、月次報告書により確認していたが、医事会計システムの各集計値との照合作業を10月分から実施している。</p> <p>さらに、多方面からのチェックを行うため、診療報酬振込通知とレセプト請求額を比較し、月単位の収入状況を確認することとした。</p>
<p>損害及び賠償額の負担については契約書で規定しているものの、故意または過失により収納金が亡失した場合の責任の所在についても明確にされたい。</p>	<p>収納金が亡失した場合の責任の所在については、故意又は過失の場合の委託業者側の責任を業務仕様書に明記し、平成30年1月1日付けで変更契約を締結することとした。</p>

(2) 大館市田代診療所業務【福祉部健康課】

改善・検討を要する事項	措置の内容
<p>健康課のチェック体制は、業務報告書の収入金額の確認にとどまっているため、算出の根拠となる証書、帳票類の提出を求めるなどして、業務報告書の記載内容に誤りがないか細部にわたる確認を行われたい。また、過年度分の収入金額についても、医事会計システムのデータ等を活用して検査を実施されたい。</p>	<p>健康課でのチェック体制については、従来、日次作業として、納入額と納入済通知書を照合していたが、平成29年10月分から領収証(控)及び医事会計システムの日計表との照合作業を加えた。</p> <p>また、月次作業として、月次報告書により確認していたが、医事会計システムの保険別総括表との照合作業を10月分から実施している。</p> <p>さらに、診療報酬振込通知とレセプト請求額を比較し、月単位の収入状況を確認することとした。</p> <p>随時監査において領収証(控)がなく検査できなかった過年度分の収入金額については、平成28年度分のレセプト請求後の保険別総括表、</p>

	<p>月次業務報告書及び収納関係帳票を照合したほか、医事会計システムの保守業者に請求書発行一覧の作成を依頼しており、これらの検査を平成30年1月中旬に終了することとしている。</p>
<p>受注者が保存していた平成28年度以前の領収証(控)がすべて廃棄処分されていた。法令、規則等に違反しており、受注者に是正措置を指導されたい。また、事実が判明した時点で事故報告書等を提出させ会計管理者に報告するなど、適切な措置を講ずべきである。</p>	<p>委託業務の実施に当たり作成した書類は行政文書であること、文書の廃棄は市が判断し実施するものであることを、平成29年11月24日付けで文書により指導した。法令等の順守について再確認するとともに、受注者との連絡を密にし、適正な事務処理に努めていく。</p> <p>また、受注者が平成29年6月に廃棄した領収証(控)の中に、保存期間満了前の平成22年度から28年度までの分が含まれていたとの連絡を受け(10月4日)、健康課において直ちに事実確認を行い、事故報告書により会計管理者及び市長へ報告した。</p>
<p>田代診療所に関する条例施行規則第5条に定める帳簿で作成されていないものが複数あったので、受注者に書類の適正な整備を指導するとともに、業務仕様書に整備すべき証書、帳票等を記載し、保存期間を明記されたい。</p>	<p>規則で定められている帳簿のうち、未整備であった「受付簿」「診療日誌」「医薬品分類受払簿」「未収金台帳」を整備するよう受注者に指示した。</p> <p>また、整備すべき帳票類を業務仕様書に明記し、年度内に変更契約を締結することとした。</p>
<p>契約書の業務仕様書が細部にわたり規定されておらず、委託業者に任せきりになっている感がある。法令、条例等にのっとり適正な業務運営ができるよう委託業務内容全般を見直すべきである。</p>	<p>業務仕様書の規定内容について見直しを進めており、年度内に変更契約を締結することとした。</p> <p>また、2か月に1回程度、田代診療所において運営状況を確認し、現場の把握に努めることとした。</p>

(3) 大館市粗大ごみ処理場施設使用料収納事務【市民部環境課】

改善・検討を要する事項	措置の内容
<p>公金の金融機関への払込みが週1回となっていたので、仕様書に添った事務処理をされたい。</p>	<p>粗大ごみ処理場に搬入された廃棄物が発火する事故が発生した際、搬入時の安全確認を優先することとして、公金の金融機関への払込みを、当面週1回としていたものである。</p>

	<p>これを継続したままだったため、市財務規則及び業務仕様書の規定に沿った事務処理に戻すこととした。</p> <p>なお、今後の安全確保と作業量等を再精査し、次契約時から仕様のあり方について再考することとした。</p>
--	---

(4) 比内地鶏糞堆肥（ヒナイドリーム）販売業務【産業部農林課】

改善・検討を要する事項	措置の内容
ヒナイドリームの販売業務委託は、地方自治法施行令第 158 条の歳入の徴収又は収納の委託に該当することから、第 2 項の告示及び公表の手続をされたい。	地方自治法施行令第 158 条第 2 項の規定に基づく告示及び公表については、平成 29 年 12 月 12 日付けで実施した。今後は契約締結に合わせて適切に実施していく。
市の財務規則第 47 条に定められている会計管理者との協議及び収納事務受託証明書の交付をされたい。	市財務規則第 47 条の規定に基づく会計管理者との事前協議については、今後適切に実施することを会計管理者及び農林課の間で確認した。また、収納事務受託証明書については、平成 29 年 12 月 12 日付けで交付した。
製品は仕入時に売上計上し、所有権を移転させており、委託販売の手法にそぐわない方法で行われていることから改善を検討されたい。	製品の仕入時(引渡時)に所有権を移転すると定めている業務仕様書の規定を削除することとし、年度内に変更契約を締結するよう委託先と協議している。
販売代金納入が契約仕様書により四半期ごとに行われていたものがあり、市の財務規則第 47 条第 5 項に反していることから改善されたい。	市財務規則の規定に合わせ、月ごとに販売代金を納入するよう業務仕様書を改めることとし、年度内に変更契約を締結するよう委託先と協議している。
袋詰商品の販売代金は委託料との繰替払で行っているが、市の財務規則第 78 条及び第 79 条に基づく手続がされていないものがあつたので改善されたい。	販売代金と販売委託料を相殺する繰替払をやめ、販売代金を全額納入させたい。また、販売委託料を支払う方法に改めることとし、年度内に変更契約を締結するよう委託先と協議している。

(5) 土っ恋しよ販売業務【産業部農林課】

改善・検討を要する事項	措置の内容
土っ恋しよの販売業務委託は、地方自治法施行令第 158 条の歳入の徴収又は収納の委託に該当することから、第 2 項の告示及び公表の手続をされたい。	地方自治法施行令第 158 条第 2 項の規定に基づく告示及び公表については、平成 29 年 12 月 12 日付けで実施した。今後は契約締結に合わせて適切に実施していく。
市の財務規則第 47 条に定められている会計管理者との協議及び収納事務受託証明書の交付をされたい。	市財務規則第 47 条の規定に基づく会計管理者との事前協議については、今後適切に実施することを会計管理者及び農林課の間で確認した。また、収納事務受託証明書については、平成 29 年 12 月 12 日付けで交付した。
製品は仕入時に売上計上し、所有権を移転させており、委託販売の手法にそぐわない方法で行われていることから改善を検討されたい。	製品の仕入時(引渡時)に所有権を移転すると定めている業務仕様書の規定を削除することとし、年度内に変更契約を締結するよう委託先と協議している。
販売代金納入が契約仕様書により四半期ごとに行われていたものがあり、市の財務規則第 47 条第 5 項に反していることから改善されたい。	市財務規則の規定に合わせ、月ごとに販売代金を納入するよう業務仕様書を改めることとし、年度内に変更契約を締結するよう委託先と協議している。
袋詰商品の販売代金は委託料との繰替払で行っているが、市の財務規則第 78 条及び第 79 条に基づく手続がされていないものがあつたので改善されたい。	販売代金と販売委託料を相殺する繰替払をやめ、販売代金を全額納入させたい。また、販売委託料を支払う方法に改めることとし、年度内に変更契約を締結するよう委託先と協議している。